

(利用者の皆様へ)

令和4年1月26日

北海道における「まん延防止等重点措置の適用」について

<北海道商工会議所連合会>

北海道に「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、令和4年1月27日(木)から2月20日(日)までの期間、本キャンペーンは下記の要請内容に沿って運用いたします。利用者皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. まん延防止等重点措置による 道民 および 飲食店等への要請

北海道に「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、道民の皆様や道内の飲食店等に、北海道から以下の要請が出されております。日常生活や飲食店ご利用のご参考にして下さい。

対象地域 全道域

対象期間 令和4年1月27日(木)～2月20日(日)まで(3週間)

<道民の皆様への要請>

(日常生活において)

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。
- ◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。

(特に外出の際は)

- ◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。
- ◆普段会わない方や重症化リスクの高い方(※)と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。(※)高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
- ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。

<飲食店等への要請>

対象施設 飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店、キャバレー、カラオケボックス、結婚式場、ホテル・旅館の宴会場等

要請内容 ●第三者認証店(下記①②のいずれかを選択)

①営業時間 5:00～21:00(酒類提供 11:00～20:00)

②営業時間 5:00～20:00(酒類提供 無し)

※期間を通しての選択となります(当初の選択は変更不可)

●非認証店

- ・営業時間 5:00～20:00（酒類提供 無し）

●共通

- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。
- ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守
- ・カラオケを行う場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、徹底した感染対策を行う。

※まん延防止等重点措置の詳細

下記の北海道ホームページをご確認下さい。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html>

2. Go To Eat 北海道お食事券の利用制限

**利用制限 「テイクアウト」「登録店自らが行うデリバリー」のみ
利用できます。**

※制限期間中は、店内飲食では利用できません。テイクアウトまたは登録店自らが行うデリバリーをご利用下さい。

※宅配専門サービスは、対象となりません。（Uber Eats、出前館など）

※宅配専門サービスから登録店のメニューをご注文頂いた場合も、ご利用できません。（Go To Eat 食事券事業の「登録店」が「直接行う」テイクアウト・デリバリーのご利用に使えるとご理解願います。）

※宅配専門事業者は、Go To Eat の対象ではありません。（宅配ピザ・寿司など）

**制限期間 令和4年1月27日（木）～2月20日（日）まで
（まん延防止等重点措置の適用期間中）**

※まん延防止等重点措置の適用期間中は、Go To Eat 北海道お食事券の店内利用が制限されます。

※まん延防止等重点措置の解除後も、一定期間、店内利用の制限が継続される場合があります。

※制限解除の日が決まり次第、改めて公式ホームページ等でお知らせします。

3. 販売期限・利用期限の延長

「店内利用の制限」が行われることに伴い、利用機会を確保する観点から、Go To Eat 北海道お食事券の販売期限・利用期限をそれぞれ延長します。

**販売期限 延長 令和4年2月25日（金）まで
（現行 令和4年1月31日（月）まで）**

**利用期限 延長 令和4年3月25日（金）まで
（現行 令和4年2月28日（月）まで）**

※店内利用制限の期間が変更された場合は、販売・利用の期限を変更する場合があります。